

静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「専門職大学」という。）の図書館長（以下「館長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定める。

第2条 館長の選考は、専門職大学の専任の教授（館長着任時に当該条件を満たす者を含む。以下同じ。）のうちから、学長がこの規程により行う。

第3条 学長は、次の各号の一に該当するときは、館長候補者の選考を行わなければならない。

- （1）館長の任期が満了するとき。
- （2）館長が辞任を申し出たとき。
- （3）館長が欠員となったとき。

2 第1項第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

第4条 学部長は、生産環境経営学部の専任の教授のうちから当該教授会の議を経て、学科長は、生産科学科の専任の教授のうちから当該教授会の議を経て、それぞれ1人の館長適任者を選定する。

第5条 学長は、前条の館長適任者のうちから館長候補者を選考する。

第6条 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に館長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 この規程は、令和5年10月17日から施行する。